

## もりか運送株式会社 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントに関する相談件数を0件にする。
--

### <対策>

- 令和4年 4月 ～ 令和4年 9月  
育児・介護休業法の内容を全事業所の管理職へ周知する
- 令和4年 10月以降  
定期的にセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの相談件数を集計  
各事業所へ通知する
- 令和5年 10月以降  
ハラスメント相談窓口担当者が定期的に事業所へ見回りを行い、掲示物や職場環境や雰囲気の確認を行う。

以上